

介護保険法に基づくヘルパー事業所及び居宅介護支援事業所の一部効力停止処分

1. 処分を行う事業所の概要

処分対象事業所 1

- ・事業所名 訪問介護ステーションファースト
- ・サービス種別 (1)訪問介護
(2)介護予防訪問サービス
(3)生活支援訪問サービス
- ・所在地 神戸市西区美穂が丘5丁目101-8-1
- ・運営法人 医療法人社団おばやしクリニック
(理事長：尾林 慶治)
(所在地：神戸市西区押部谷栄329-1)
- ・事業開始年月日 (1) 平成27年4月1日
(2), (3)平成29年4月1日

処分対象事業所 2

- ・事業所名 居宅介護支援事業所ファースト
- ・サービス種別 居宅介護支援
- ・所在地 神戸市西区美穂が丘5丁目101-8-1
- ・運営法人 医療法人社団おばやしクリニック
(理事長：尾林 慶治)
(所在地：神戸市西区押部谷栄329-1)
- ・事業開始年月日 平成27年4月1日

2. 処分の内容

一部効力停止（新規受入停止3ヶ月）

3. 処分年月日

平成31年1月31日（木曜）

4. 処分効力発生年月日

平成31年3月1日（金曜）

5. これまでの経緯

- ・平成30年10月2日、15日 介護保険法に基づく監査を実施
- ・平成30年10月～平成30年12月 不正事実の確認のための書類精査、聞き取り等
- ・平成30年12月27日 行政手続法に基づく弁明の機会の付与

6. 処分を行う理由

(1) 訪問介護

当該訪問介護事業所の訪問介護員等ではない、当該居宅介護支援事業所前管理者が行った訪問介護サービスについて、居宅介護支援事業所管理者の常勤要件に違反しないように、当該居宅介護支援事業所が作成した実際には訪問介護サービスを行っていない他の居宅介護支援専門員名義のサービス提供記録を基に、不正に報酬を請求した。
(不正請求：平成29年11月から平成30年1月に、101件)

(2) 介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス

当該事業所においては、指定訪問介護事業、指定介護予防訪問サービス事業及び指定生活支援訪問サービス事業が一体的に運営されており、指定訪問介護事業において介護保険法違反（上記不正請求）を行った。

(3) 居宅介護支援

当該居宅介護支援事業所前管理者が訪問介護サービスを提供したにもかかわらず、他の居宅介護支援専門員名義でサービス提供記録を作成し、当該訪問介護事業所における不正請求を主導した。

7. 根拠法令

(1) 訪問介護

介護保険法第77条第1項第6号（不正請求）

(2) 介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス

介護保険法第115条の45の9第1項第6号（その他法令違反）

(3) 居宅介護支援

介護保険法第84条第1項第11号（サービス関連不正等行為）

8. 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し、受領した介護サービス費（約14万円）を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定に基づき返還額に100分の40を乗じて得た加算額（約5万円）を加え、合計約19万円を徴収する予定である。